

徳島県がん検診受診促進企業連携事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、徳島県において死亡原因「第1位」となっている「がん」について、徳島県と様々な業種の企業等（以下「事業所」という。）とが連携し、官民一体となってがん検診受診率向上のための啓発を行うことにより、「がん検診受診」を促進し、がんの早期発見・早期治療につなげることにより、県民の健康増進を図ることを目的とする。

(事業の実施)

第2条 徳島県は、「徳島県がん対策推進計画」に基づき、前条の目的を達成するために「徳島県がん検診受診促進企業連携事業」（以下「事業」という。）を実施するものとする。

(登録事業所の登録等)

第3条 徳島県は、事業の趣旨に同意し、徳島県とともにがん検診に係る啓発活動に取り組む事業所を募集する。

- 2 前項の事業の趣旨に同意する事業所は、「がん検診受診促進事業所」登録申請書（様式1）を徳島県へ提出するものとする。
- 3 徳島県は、前号の登録申請書の提出を受けたときは、内容を審査し、適切と認めるときは「徳島県がん検診受診促進事業所」（以下「登録事業所」という。）として登録し、協定（様式2）を締結するものとする。
- 4 徳島県は、協定を締結したときは、ホームページに登録事業所として掲載するものとする。

(実施内容)

第4条 登録事業所は、徳島県と連携し、従業員並びに関係者等のがん検診受診促進の啓発や、職場におけるがん患者の理解などの促進に努めるものとする。

(実績報告書兼実施計画書の提出)

第5条 登録事業所は、毎年度末に「がん検診受診促進事業所」実績報告書兼実施計画書（様式3）を作成し、徳島県に提出するものとする。

- 2 新規の登録事業所については、初年度に限り「がん検診受診促進事業所」登録申請書を作成し、徳島県に提出するものとする。

第6条 この要領に定めのない事項は、健康寿命推進課長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。